

### 恩給法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協贊を經たる恩給法中改正法律は昭和十七年二月二十日付官報を以て公布せられた。本誌前號本欄豫報の如く、本改正中特に人口政策的考慮を加味せられた遺族數による扶助料累増規定に關する條項を抄録すれば次の如くである。

#### 恩給法中改正法律 (昭和十七年二月十九日法律第三十四號)

恩給法中左ノ通改正ス

第七十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後認知ノ裁判アリテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ子トシテ認知セラレタル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十四條ノ二第一項ヲ左ノ如ク改ム

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ、同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

第七十五條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同條第一

5,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(家族手當との差引對照表に於ては五五頁參照)

項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

公務員カ死亡ノ際ニ級以上昇級シタル場合ニ於テ前項第二號又ハ第三號ノ規定ニ依リ別表第五號表又ハ第六號表ノ率ヲ乘スヘキトキハ當該公務員ノ死亡ノ際一級昇級シタルトキ乘スヘキ率ヲ乘ス

遺族ニ給スヘキ扶助料年額ニ遺族ノ員數同一ナル場合ノ同表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ヲ減シタル金額ヲ以テ其ノ扶助料年額トス

前項ノ規定ニ依リ別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給シタル扶助料年額カ在職年數及死亡ノ原因因同一ニシテ上位ノ階等ノ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ別表第八號表ヲ左ノ如ク改ム

別表第五號表ヲ左ノ如ク改ム (略)

別表第六號表ヲ左ノ如ク改ム (略)

別表第八號表ヲ左ノ如ク改ム

#### 第八號表

階 級	遺 族 等		親 任	奏 任		判 任
	親 任	奏 任		判 任	判 任	
三 人	勅 任	奏 任	一 等	二 等	三 等	四 等
	勅 任	奏 任	三 等乃至五等	六 等乃至九等	一 等	二 等
	將 官	佐 官	尉 官	准 士 官	下 士 官	兵
	〇・五割	一・〇割	二・〇割	一・〇割	二・五割	二・五割

遺族ノ員數三人ヲ超ユル場合ノ率ハ三人ノ場合ノ率ニ三人ヲ超ユル一人ニ付親任勅任ノ者、勅任待遇者及將官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・五割、高等官三等乃至五等ノ者、同待遇者及佐官ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・七五割、高等官六等以下ノ者、同待遇者及尉官以下ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ一・〇割ヲ加ヘタル率トス

#### 附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニシテ本法所定ノ金額ヲ受ケザルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助料

ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス  
〔參照〕

大正十二年<sup>四月十四日</sup>法律第四十八號恩給法抄錄  
第七十二條第一項及第三項

本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ  
祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシ  
テ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同  
一戶籍内ニ在ルモノヲ謂フ

戶籍届出ノ委託ヲ爲シタル後届出人死亡シ其ノ死  
亡後委託ニ基ク届出カ受理セラレ又ハ戶籍届書ヲ  
郵送シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後届書カ受  
理セラレタルトキ其ノ届出カ他ノ法令ニ依リ届出  
人死亡ノ時ニ爲サレタルモノト看做サル場合ニ  
於テハ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者  
ト同一戶籍内ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子  
又ハ兄弟姉妹ト爲ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付  
テハ當該届出カ届出人ノ死亡後二年内ニ受理セラ  
レタルトキニ限り届出人ノ死亡ノ時ヨリ公務員又  
ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、  
子又ハ兄弟姉妹トシテ之ト同一戶籍内ニ在リタル  
モノト看做ス

第七十四條ノ二第一項

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準  
スヘキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料  
ハ委託又ハ郵便ニ依ル戶籍届出ノ受理ノ日ヨリ之  
ヲ給ス

第七十五條第一項及第二項

扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一 第二號乃至第四號ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩  
給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準  
スヘキ公務員ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキ

ハ前號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依  
リ定メタル別表第五號表ノ率ヲ乘シタル金額

三 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務員ニ因ル傷  
痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依  
ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第

六號表ノ率ヲ乘シタル金額

四 増加恩給ヲ併給セラルル者公務員ニ起因スル傷  
痍疾病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ第一號ノ  
規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ階等ニ依リ定メタ

ル別表第七號表ノ率ヲ乘シタル金額

前項第二號乃至第四號ニ規定スル場合ニ於テ扶助  
料ヲ受クル者ノ同一戶籍内ニ扶助料ヲ受クヘキ要

件ヲ具フル遺族カ扶助料ヲ受クル者ヲ合シ三人以  
上アルトキハ其ノ扶助料年額ニ遺族ノ人員ニ依リ

定メタル別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給  
ス但シ同一戶籍内ニ扶助料ヲ受クル者二人以上ア

ル場合及二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合  
ニ於ケル加給ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

### 食糧管理法の公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる食糧管理法は昭

和十七年二月二十一日付官報を以て公布を見たが、之  
を掲ぐれば次の如くで、米、麥等の主要食糧の政府買上

げを第一とし、その他主要食糧の配給機構の整備、非  
常時用食糧の一元的貯藏等を中心として主要食糧の國

家管理體制を強化せんとするものである。

### 食糧管理法 (昭和十七年二月二十日 法律第四十號)

第一條 本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖  
ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ  
統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、粟麥、  
小麥其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ

第三條 米穀、大麥、粟麥又ハ小麥(以下米麥ト稱ス)  
ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ  
受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小

作料トシテ受ケタル米麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモ  
ノヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ

テ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ買入レタル米麥ヲ食糧營團又ハ政  
府ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ勅令ノ定ム  
ル所ニ依リ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ

テ之ヲ定ム

第五條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米麥以外ノ主  
要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時  
價ニ準據シテ之ヲ定ム

第六條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸  
入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出ヲ目

的トスル賣渡ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ政